

再審法 改正を 司法改革



再審法改正について、日本弁護士連合会が「ACT for RETRIAL」というプロジェクトを立ち上げています。現行の再審制度には問題点があり、袴田事件などのように、えん罪被害者の救済が遅々として進んでいません。改善が必要とされるのは、全面的な証拠開示の制度化や再審開始決定に対する検察官による不服申立ての禁止です。

また、再審は誤判により有罪の確定判決を受けたえん罪被害者を救済するための制度の法制化です。

今回の地球ハウス学校では、ゲストに静岡県弁護士会副会長の葦名ゆきさんをお迎えして、「再審法の改正など弁護士活動で考えていること」をテーマにお話ししていただきます。

58年前の事件で死刑が確定した袴田巖さんのやり直し裁判の判決が9月に言い渡されるのを前に、この問題を皆様と一緒に考えてみたいと思います。

2024年7月30日（火）
19:30～21:00

●申し込み先

右、QRコードから
お知らせいただいたメール
アドレスにアクセス先をお
送りします。



葦名ゆきさん 弁護士
富山県生まれ
静岡県弁護士会副会長
日出町法律事務所（静岡市）

地球ハウス学校とは、
地域で活動している方をお招きして、お話を聞き
語り合う会です。
活動のお話を通じて社会のことを一緒に考えたい
と思います。